

## 別納割引について

日本道路公団

(1) 別納割引の目的

高速道路の大量利用の促進と大口利用の定着化を図る

(2) 別納割引の概要

a) 導入の背景

名神高速道路における貨物自動車をはじめとする大口利用の定着と大量利用の促進、また、道路の有効利用を図る観点から、昭和41年に既存の別納制度の適用を全車種に拡大したうえで割引制度を導入した。

b) 現行の割引率

月間利用額	割引率
1.4万円までの部分	0パーセント
1.4万円を超え、7万円までの部分	5パーセント
7万円を超え、70万円までの部分	10パーセント
70万円を超え、140万円までの部分	15パーセント
140万円を超え、280万円までの部分	20パーセント
280万円を超え、700万円までの部分	25パーセント
700万円を超える部分	30パーセント

c) 高速道路の利用状況 (利用額、割引額、割引率)

(単位:億円) 利用額:割引適用後

年度	平成14年	平成13年	平成12年	平成11年	平成10年
利用額(A)	5,741	5,695	5,809	5,595	5,451
割引額(B)	2,248	2,211	2,250	2,141	2,061
割引率 (B/(A+B))	28.14%	27.97%	27.92%	27.67%	27.44%

年度	平成9年	平成8年	平成7年	平成6年	平成5年
利用額(A)	5,635	5,390	5,057	4,490	4,032
割引額(B)	2,118	1,998	1,850	1,638	1,450
割引率 (B/(A+B))	27.31%	27.05%	26.79%	26.73%	26.45%

## d) 別納制度加入者の推移

年度		平成 14 年	平成 13 年	平成 12 年	平成 11 年	平成 10 年
個人		172	173	200	261	299
法人		5,943	6,733	7,108	8,956	9,889
事業協同組合	合計	1,164	1,187	1,184	1,187	1,157
	(運輸系)	404	422	427	426	431
	(異業種)	760	765	757	761	726
合計		7,279	8,093	8,492	10,404	11,345

事業協同組合のうち運輸系に該当しない組合は全て異業種として整理した。

年度		平成 9 年	平成 8 年	平成 7 年	平成 6 年	平成 5 年
個人		378	418	576	610	715
法人		11,211	11,972	13,230	13,532	14,146
事業協同組合	合計	1,159	1,151	1,119	1,080	1,077
	(運輸系)	432	431	422	412	415
	(異業種)	727	720	697	668	662
合計		12,748	13,541	14,925	15,222	15,938

事業協同組合のうち運輸系に該当しない組合は全て異業種として整理した。

## (3) 別納割引制度の変遷

年	実施事項
昭和 38 年	路線バス及び路線トラック（法人）を対象とする後納制度導入（割引なし）
昭和 40 年	対象を自動車運送事業者全体（法人）に拡大
昭和 41 年	対象を全車種（個人、法人）に拡大（割引導入・最高割引率 20%）
昭和 44 年	対象を事業協同組合に拡大
昭和 50 年	割引率の上限を 25% に拡大
昭和 54 年	割引率の上限を 30% に拡大
平成元年	割引区分を見直し
平成 7 年	割引区分を見直し

## (4) 今後の対処方針

本制度を含め割引制度全般の取扱いについては、高速道路料金体系のあり方の一環として、所要の検討を進める必要があるものと考えている。

【様式 2】 割引制度について 日本道路公団 (平成 14年度料金収入総額 20,549億円)

(単位 : 億円 (平成 14 年度))

割引制度名	目的	内容	利用額 (割引適用後)	割引額 (推計値でも可)	
一般割引	長距離割引	長距離利用を促進させ、中・短距離利用と併せて高速道路の効率的利用を図る	100kmを超える距離の利用に対して、100kmを超え200kmまでの部分について25%、200kmを超える部分について30%割引	1,526 <sup>1</sup>	
	ハイウェイカード	キャッシュレス化によるサービスの向上を図る	料金 (販売価額)	利用可能額	割引率
			5,000円	5,200円	約 4%
			10,000円	10,500円	約 5%
			30,000円	32,500円	約 8%
回数券	小口利用者に対するサービスの向上及び利用の定着化を図る	割引率 20%以下。 100回券 (80回分料金) 等、路線区間により様々な券種がある。	5,032	623	
ETC特別割引	主に小口利用者を対象として、ETC導入段階においてETC利用にインセンティブを与えるため	H13.11からH14.6までの間に割引の申し込みをした者に対して、H13.11からH16.6までの期間限定で実施 割引累計額 1万円を上限に割引率 20%	51	13	
ETC前納割引	ノンストップ・キャッシュレス化によるサービスの向上を図る	料金 (前払金)	利用可能額	割引率	
		10,000円	10,500円	約 5%	
		50,000円	58,000円	約 14%	
特定割引	障害者割引	障害者の社会生活における自立を支援する	身体障害者手帳の交付を受けている全ての身体障害者が自ら運転する場合または重度の身体障害者もしくは重度の知的障害者が同乗し、その介護者が運転する場合における当該通行料金について、50%以下の割引。	109 <sup>2</sup>	107 <sup>3</sup>
	路線バス割引	高速道路上の公共交通システムの充実によって、沿線地域の人々へのサービス向上を図る	高速道路に設置されたバスストップのうち、概ね80%以上のものに停車する路線バスの通行料金について、30%割引。	77	11
	別納割引	大量利用交通を促進し、大口利用者の定着化を図る	月平均 1万円を超える利用がある場合その1ヶ月あたりの利用額に応じた割引を実施。 割引率 30%以下	6,058	2,250
特別割引	ハイウェイチケット	お客様サービスの向上、高速道路の利用促進及び地域の振興等を図る	地域の特性にあわせ対象区間を選定し、軽自動車等・普通車・中型車を対象車種として実施。周遊エリアを一定期間乗り放題とする。 割引率 20%		
	特定路線割引				
	期間限定割引				

1 推計値(平成 13 年度数値)

2、 3 推計値

【様式 1】

別納割引について

本州四国連絡橋公団

(1) 別納割引の目的

本州四国連絡道路の大口利用・反復利用の定着化及び利用の促進のため

(2) 別納割引の概要

a) 導入の背景

本州四国連絡道路の料金制度についての道路審議会答申(昭和53年11月1日)等を踏まえ、磁気カードシステムの導入に伴い大鳴門橋関連区間(昭和62年5月23日)から実施され、その後、適用区間を拡大した。

b) 現行の割引率

月間利用額	割引率
280万円を越え、700万円までの部分	6.25%
700万円越える部分	12.5%

c) 利用状況(利用額、割引額、割引率)

(単位:億円)

年度	平成14年	平成13年	平成12年	平成11年	平成10年
利用額(A)	253.8	245.3	245.3	240.4	219.8
割引額(B)	23.4	23.7	24.7	23.9	20.4
割引率 (B/(A+B))	8.4%	8.8%	9.1%	9.0%	8.5%

年度	平成9年	平成8年	平成7年	平成6年	平成5年
利用額(A)	139.5	131.1	123.8	119.0	105.3
割引額(B)	49.1	46.1	43.2	41.2	35.8
割引率 (B/(A+B))	26.0%	26.0%	25.9%	25.7%	25.4%

利用額:割引適用後

d) 別納制度加入者の推移 (本四公団承認分)

年度		平成 14 年	平成 13 年	平成 12 年	平成 11 年	平成 10 年
個人		13	15	16	16	21
法人		120	143	197	225	257
事業協同組 合	合計	50	60	53	54	54
	(運輸系)	16	16	17	17	18
	(異業種)	34	44	36	37	36
合計		183	218	266	295	332

年度		平成 9 年	平成 8 年	平成 7 年	平成 6 年	平成 5 年
個人		26	29	41	48	53
法人		256	261	305	338	344
事業協同組 合	合計	53	51	55	55	54
	(運輸系)	18	17	18	18	19
	(異業種)	35	34	37	37	35
合計		335	341	401	441	451

注 加入者数は、各年度の年度末時点のものである。

(3) 別納割引制度の変遷

年 月	実施事項
昭和 62 年 5 月	月間利用回数に応じて、最大 20% の割引を適用 (大鳴門橋関連)
昭和 63 年 4 月	同 上 (大鳴門橋関連・瀬戸中央自動車道)
平成元年 4 月	最大割引率を 30% に拡充 (大鳴門橋関連・瀬戸中央自動車道)
平成 10 年 4 月	高速道路と同様に月間利用回数から月間利用額へ変更し、特別料金を考慮して最大 12.5% の割引率を適用 (神戸淡路鳴門自動車道・瀬戸中央自動車道)
平成 11 年 5 月	同 上 (神戸淡路鳴門自動車道・瀬戸中央自動車道・西瀬戸自動車道)

(4) 今後の対処方針

今後は他の割引制度との均衡等を考慮しつつ、別納割引制度のあり方について検討して参りたい。

【様式2】割引制度について 本州四国連絡橋公団（平成14年度 料金収入総額 約827億円） 料金収入総額とは、営業速報ベースである  
 (単位:億円(平成14年度))

	割引制度名	目的	内容	利用額 (割引適用後)	割引額 (推計値でも可)
一般割引	長距離割引				
	ハイウェイカード	キャッシュレス化の普及によるお客様サービスの向上及び小口利用者に対する利用の定着を図る。	プリペイドカード(磁気式前払券)を利用するものについて、最大約14%の割引を適用する。	293.1	39.4
	回数券				
	ETC特別割引 (H15.7.1から適用開始)	料金所渋滞の解消等を目的としたETCの普及促進を図る。	ETC車での利用について、1回の通行について5.5%の割引を適用する。	-	-
	ETC前納割引 (H15.7.1から適用開始)	ETCの普及促進及び既存のハイウェイカードと同様の割引率を導入し、お客様の利便性を高め、より一層の利用促進・定着を図る。	あらかじめ、ETCカード番号、車載器管理番号などを登録し、料金の前払い額(1万円、5万円)に応じ、最大約14%の割引を適用する。	-	-
特定割引	障害者割引	移動すること等社会的生活に関して相当のハンディキャップを負う障害者の自立と社会経済活動への参加を支援する。	障害者有料道路通行料金割引証を提出する自動車については、徴収する料金に50%の割引を適用する。	4.7	4.7
	路線バス割引	バス輸送の充実による沿線住民へのサービスを図る見地から、一般の料金別納割引率より高率の割引を適用する。	料金別納を行う路線バスで、路線毎に設置されたバス停留所の概ね80%以上停車するものについて30%の割引率を適用し、当該割引を適用した後に別納割引を適用する。	7.5	2.3
	別納割引	大口利用・反復利用の定着化及び利用の促進を図る。	1年を通じて月平均1万円以上利用する場合に、別納カードを利用して通行することにより、料金の後払いで、利用額に応じ最大12.5%の割引を適用する。	253.8 (路線バス割引含む)	23.4 (路線バス割引含む)
特別割引	ハイウェイチケット				
	特定路線割引				
	期間限定割引				

【様式2】割引制度について 首都高速道路公団（平成14年度料金収入総額2,607億円）

単位：億円（平成14年度）

	割引制度名	目的	内容	利用額 (割引適用後)	割引額 (推計値)
一般割引	ハイウェイカード	・キャッシュレス化による利用者利便性向上 ・小口反復利用者に対するサービスの充実化	5,000円券(利用可能額5,200円)(割引率約4%) 10,000円券(利用可能額10,500円)(割引率約5%) 30,000円券(利用可能額32,500円)(割引率約8%) 50,000円券(利用可能額58,000円)(割引率約14%) } 販売停止(H15.2.28限り) } 利用停止 (H16.3.1(予定)から)	483.2億円	64.4億円
	回数券	・反復利用者に対するサービス向上 ・新規利用者の誘発および定着化 ・料金所における渋滞緩和	・東京線 9回券(割引率約10%) 24回券(割引率約15%) 100回券(割引率約18%) 等	738.1億円	159.3億円
	ETC期間限定特別割引	・ETC普及促進	H13.11.30～H16.6.30までの間、割引累計額が1万円に達するまで利用額を20%割引(ただし、登録受付はH14.6.30にて終了)	17.2億円	4.3億円
	ETC前払割引	・ETC普及促進および利用定着	10,000円前払(10,500円利用可能)(割引率約5%) 50,000円前払(58,000円利用可能)(割引率約14%)	9.0億円	1.4億円
特定割引	障害者割引	・身体障害者等の社会生活における自立の支援	身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者等(1人につき1台の自動車登録が必要)に対し割引率50%	7.9億円	7.9億円
	路線バス割引	・路線バス利用者の運賃負担軽減化 ・路線バス利用促進による通勤等自家用乗用車による混雑の緩和	100回券(割引率約39%)	18.6億円	11.9億円
	環境ロードプライシング	・横羽線沿線の環境対策 (横羽線を通る大型車を湾岸線へ転換)	湾岸線 大黒JCT～川崎浮島JCT及び川崎線 殿町～川崎浮島JCTで、ETCを使用する大型車が通行する場合、料金を1,200円から950円に割引。このうち、殿町～川崎浮島JCT間、東扇島～川崎浮島JCT間のみの利用については600円。  (平成11年5月20日の川崎訴訟の和解を踏まえ、横羽線沿道地域の環境を改善することを目的として、関係行政機関による沿道環境対策の実施に併せて、大型車の湾岸線への転換を図るため「環境ロードプライシング」を実施。)	0.8億円	0.3億円

【様式 2】 割引制度について 阪神高速道路公団 (平成 14年度料金収入総額 1,811億円)

単位:億円(平成 14 年度)

	割引制度名	目的	内容	利用額 (割引適用後)	割引額 (推計値)
一般 割引	ハイウェイカード	キャッシュレス化による利用者利便性向上 小口反復利用者に対するサービスの充実化	5,000円券(利用可能額5,200円)(割引率約4%) 10,000円券(利用可能額10,500円)(割引率約5%) 30,000円券(利用可能額32,500円)(割引率約8%) 50,000円券(利用可能額58,000円)(割引率約14%) } 販売停止(H15.2.28限り) } 利用停止 (H16.3.1(予定)から)	280.6億円	38.3億円
	回数券	反復利用者に対するサービス向上 新規利用者の誘開発および定着化 料金所における渋滞緩和	9回券(割引率約8~11%) 24回券(割引率約15%) 100回券(割引率約18~19%)	602.3億円	131.7億円
	ETC期間限定特別割引	ETC普及促進	H13.11.30~H16.6.30までの間、割引累計額が1万円に達するまで利用額を20%割引(ただし、登録受付はH14.6.30にて終了)	4.6億円	1.2億円
	ETC前払割引	ETC普及促進および利用定着	10,000円前払(10,500円利用可能)(割引率約5%) 50,000円前払(58,000円利用可能)(割引率約14%)	4.2億円	0.7億円
特定 割引	障害者割引	身体障害者等の社会生活における自立の支援	身体障害者手帳の交付を受けている全ての身体障害者、重度の知的障害者(1人につき1台の自動車登録が必要)に対し割引率50%	12.5億円	12.5億円
	路線バス割引	路線バス利用者の運賃負担軽減化 路線バス利用促進による通勤等自家用乗用車による混雑の緩和	100回券(割引率約39%)	9.1億円	5.8億円
	環境ロードプライシング	国道43号等における道路環境対策 (3号神戸線を通行する大型車を5号湾岸線に誘導)	5号湾岸線のうち阪神西線を通行するETC大型車に対し、阪神西線の通常料金を20%割引(特定区間のみを利用する車両は除く)  阪神東線・西線の湾岸線を連続して現金で通行する大型車に対して、2線 通し割引券を販売し、約8%割引(特定区間のみを利用する車両は除く) 販売額2,200円(通常料金2,400円)	0.2億円	0.1億円
特別 割引	湾岸線通し割引券	湾岸線の利用促進による環状線等の混雑緩和および利用者サービスの充実を図るため	湾岸線の阪神西線・東線・南線を連続して利用する現金車に対して約12% 割引  普通車1,500円(通常1,700円) 大型車3,000円(通常3,400円)	1.4億円	0.2億円